

2014年市立柏原病院あり方検討委員会の提言について

提言内容	対応策、それに対する現在の状況
<p>(1) 救急医療体制の強化</p> <p>市民ニーズにおいては救急医療体制の拡充が最も期待されており、さらなる救急医療体制の強化が求められている。内科疾患以外の診療科においても、24時間365日の救急受入れ体制及び柏羽藤消防組合との一層の協力体制を直ちに構築されたい。なお、救急搬送率については、近隣病院の上位の平均値である20%以上を達成されたい。</p>	<p>内科以外の診療科においても24時間365日救急受入体制を構築するよう提言いただいておりますが、医師をはじめ医療スタッフの職員数を含めた体制がそれに耐えうるものではなく、外科においては、令和2年9月27日までは週3日、令和2年9月28日から週4日救急告示を行ってまいりました。令和7年10月1日以降は外科医師の協力により通年で救急告示を標榜しております。また整形外科におきましては、週1日のみ救急告示を行ってまいりました。</p> <p>大阪南消防組合（旧柏羽藤消防組合）とは、月に一度救急担当課と情報共有を行い、応需できなかった案件について確認を行い、場合によってはその時の救急担当医からも応需できなかった原因を直接確認し、応需率の向上に努めているところです。また平成27年9月に救急医療勉強会を開催したことを皮切りにコロナ禍まで定期的を実施してまいりました。</p> <p>また救急搬送率につきましては、概ね8%から10%の間で推移してまいりました。</p>
<p>(2) 地域医療連携の強化</p> <p>選定療養費の徴収を始め、市内の各医療機関や医師会との連携を密にして病院と診療所との機能分担と効率化を図り、急性期医療を必要とする患者の確保に努められたい。また、柏原病院の地域医療連携係を病院長の直轄として権限を強化し、地域の診療所の対応、施設の対応、病院内のベッドコントロールなどを速やかに行うことができる体制を直ちに構築されたい。なお、病床利用率については、府下公立病院の上位の平均値である90%以上を達成されたい。</p>	<p>選定療養費の徴収については、機能分担を図るため平成29年1月から実施してまいります。</p> <p>柏原市医師会とは従来から（紹介患者についての症例検討会の実施や）大阪公立大学医学部の教授をお招きする講演会を毎年共同で開催しており、良好な関係の構築に努めてまいります。</p> <p>また、当院では市内の医療機関との連携強化を目的に集患に特化したコンサルタントを令和6年4月から導入してまいります。コンサルタントによる訪問活動を通じ、当院の特性や紹介を希望する症例をお伝えするとともに、地域の診療所からの要望を収集・分析したうえで、紹介してもらいやすい体制を構築するなどの取組を行うことで、病診連携の強化に努めてまいります。</p> <p>当院では、地域の診療所等と円滑に対応するため、地域医療連携室を設置してまいります。緊急性の高い患者の受入など医師の判断が即時に求められる事案等が生じた際には、地域医療連携係が病院長に直接相談出来る権限を与えられ、早急に対応できる体制となっております。</p> <p>現在、当院のベッドコントロールは、病棟師長の権限としています。病床管理については、診療部、看護部、医療技術部、地域医療連携室の代表で構成され、週1回開催しているベッドコントロール会議において関係部署間の情報共有を図るとともに、適正な運用に努めてまいります。</p> <p>病床利用率につきましては、別資料に記載のとおりで90%には達してまいりません。</p>
<p>(3) 稼働が見込めない一般病棟の一部を地域包括ケア病棟へ転換</p> <p>地域包括ケア病棟の役割として、急性期病床からの患者の受入れ、在宅等にいる患者の緊急時の受入れ、在宅・生活復帰支援等が挙げられる。柏原病院の地域の基幹病院としての役割を考えた場合、地域包括ケア病棟は、その役割や方向性が合致するものであり、病床利用率の向上が見込めるものと考えられるため、病棟の転換について検討されたい。</p>	<p>地域包括ケア病棟は、平成27年度に開設を検討したものの、開設を断念してまいります。その後平成28年4月に大阪府がん診療拠点病院に指定されたことから、平成29年10月から緩和ケア病棟の開設を行ってまいりますが、その後も地域包括ケア病棟導入の議論が度々院内でなされ、最終的に平成31年4月から1病棟44床を地域包括ケア病棟に転換いたしました。その後新型コロナウイルス感染症対応に注力するため、令和3年2月から5年5月まで閉鎖してまいりました。5年6月以降は段階的に再開し、同年12月から本来の44床運営に戻ってまいります。また7年7月からは3床増床し47床で運営してまいります。</p>
<p>(4) インセンティブ制度の再構築</p> <p>経営改善の意識を医師や職員の間浸透させるため、目標管理による業務評価を実施し、自らが組織の中で果たすべき役割を認識しながら柏原病院が一丸となって業務を遂行できるよう、特殊勤務手当などを活用したインセンティブ制度の再構築を図られたい。また、医業収益に対する職員給与や経費等の経常費用の割合が極めて高いことから、収益に見合った給与体系の導入について検討されたい。</p>	<p>従前から月単位で各医師それぞれの診療実績に応じた、インセンティブの要素を取り入れた特殊勤務手当を支給してまいります。</p>
<p>(5) 経営形態及び病院機能の変更</p> <p>柏原病院の財務状況は非常に深刻な状態に置かれており、一刻も早い経営改善が求められている。また、市立柏原病院新改革プランの目標達成期限は平成27年度末であることも踏まえ、改革を遅らせることのない期限を設定し、改善指標において相応の改善が見込まれない場合は、さらなる経営改善の方策として、指定管理者や地方独立行政法人化などへの経営形態の変更及び回復期や慢性期病床への病院機能の変更も視野にいれた改革を進められたい。</p>	

※ (1) から (4) については、現行の運営形態を概ね承継しつつ大きく方針を変えない範囲における取組課題としての提言であり、(5) については、現行機能や運営方針を見直し大きく方向転換する提言